

標記争議其後ノ状況左記ノ道

記

経過

(イ) 二十五日午後八時頃上原三一郎外争議員三名ハ
京橋區築地一丁目二番地ニ社長岡本宗治ヲ訪問會
見シテ「今回會社ノ解雇理由ハ事業不振ナリト云
フカ真ニ會社カ事業不振ニテ職首者ヲ出シタリト
セハ眞ノ経緯方法カ誤リテアル故ニ一旦解雇ヲ取
消シ會社ト組合間ニテ協議ノ上決定セラレタシ
ト申出テタルカ岡本社長ハ一應中村事務ト會談シ
テ諸君等ノ意ノアルトコロヲ傳ヘ充分努力スト答
ヘタルニ之ヲ諒トシ退去セリ

(ロ) 二十六日午前十時頃争議員星野繁蔵外十三名ハ
二十四日會社ヨリ郵送セル解雇通知書ヲ取纏メ會
社ニ出頭シ太田業務課長中村事務ノ兩名ニ會見シ
返戻セントシタルモ不在ノ為其終置ヤ出リトナシ
直ニ作業場ニ至リテ作業ノ妨害ヲサントヤシカ
神田萬世橋警察署員ノ注意ヲ受ケ退散セリ

(ハ) 二十七日午前十時三十分頃松岡新太郎外十一名ノ
争議團員ハ會社ニ中村事務ヲ訪問シ會見シ米メタ
ルモ拒絶セラレ今十一時麹町區丸ノ内新船ビル内
國際通運本社ニ會社顧問中野金次郎ヲ訪問會見シ
テ解雇ヲ取消シ復職セシムル様努力セラレタシト
款額シタルニ一旦發表シタル解雇ノ撤回ハ出来サ